

<b>第四章の二 消防の用に供する機械器具等の検定等</b> <b>第五章 消火の活動</b> <b>第六章 火災の調査</b> <b>第七章の二 救急業務</b> <b>第八章 雜則</b> <b>第九章 賞罰</b> <b>附則</b>	<b>第四章 消防の設備等</b> <b>第一章 この法律は、日本消防検定協会等</b> <b>第二章 総則</b> <b>第一条 この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。</b> <b>第二条 この法律の用語は左の例による。</b> <b>防火対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物をいう。</b> <b>消防対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物又は物件をいう。</b> <b>関係者とは、防火対象物又は消防対象物の所有者、管理者又は占有者をいう。</b> <b>関係のある場所とは、防火対象物又は消防対象物のある場所をいう。</b> <b>舟車とは、船舶安全法第二条第一項の規定を適用しない船舶、端舟、はしけ、被曳船その他の舟及び車両をいう。</b> <b>危険物とは、別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。</b> <b>消防隊とは、消防器具を装備した消防吏員若しくは消防組員の一隊又は消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第三十条第三項の規定による都道府県の航空消防隊をいう。</b>
--	--

救急業務とは、災害により生じた事故若しくは屋外若しくは公衆の出入する場所において生じた事故（以下この項において「災害による事故等」という。）又は政令で定める場合における災害による事故等に準ずる事故その他の事由で政令で定めるものによる傷病者のうち、医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要があるものを、救急隊によつて、医療機関（厚生労働省令で定める医療機関をいう。第七章の二において同じ。）その他の場所に搬送すること（傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うことを含む。）をいう。

じ。に、当該物件について前項第三号又は第四号に掲げる措置をとらせることができる。(二)の場合において、物件を除去させたときは、消防長又は消防署長は、当該物件を保管しなければならない。

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十四条第三項から第六項までの規定は、前項の規定により消防長又は消防署長が物件を保管した場合について準用する。この場合において、これらの規定中「市町村長」とあるのは「消防長又は消防署長」と、「工作物等」とあるのは「物件」と、「統轄する」とあるのと「属する」と読み替えるものとする。

知り得た関係者の秘密をみだりに他に漏らしてはならない。

一　火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備

二　残火、取灰又は火粉の始末

三　危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他処理

四　放置され、又はみだりに存置された物件（前号の物件を除く。）の整理又は除去

消防長又は消防署長は、火災の予防に危険であると認める物件又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者又は占有者が権原を有するものを確定することができないため、これらの者に対し、前項の規定による必要な措置をとるべきことを命ずることができるないときは、それらの者の負担において、当該消防職員（消防本部を置かない市町村においては、消防団員。第四項（第五条第二項及び第五条の第三第五項において準用する場合を含む。）及び第五条の三第二項において同

に必要があるときは、関係者に対し資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員（消防本部を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員又は常勤の消防団員。第五条の三第二項を除き、以下同じ。）にあらゆる仕事場、工場若しくは公衆の出入する場所その他の関係のある場所に立ち入つて、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。ただし、個人の住居は、関係者の承諾を得た場合又は火災発生のおそれが著しく大であるため、特に緊急の必要がある場合でなければ、立ち入らせてはならない。

消防職員は、前項の規定により関係のある場所に立ち入る場合においては、市町村長の定める証票を携帯し、関係のある者の請求があるときは、これを示さなければならない。

消防職員は、第一項の規定により関係のある場所に立ち入る場合においては、関係者の義務をみだりに妨害してはならない。

消防職員は、第一項の規定により関係のある場所に立ち入つて検査又は質問を行つた場合に

情の変更していないものについては、この限りでない。

第三条第四項の規定は、前項の規定により必要な措置を命じた場合について準用する。

消防長又は消防署長は、第一項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

前項の標識は、第一項の規定による命令に係る防火対象物又は当該防火対象物のある場所に設置することができる。この場合においては同項の規定による命令に係る防火対象物又は当該防火対象物のある場所の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

第五条の二 消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について次のいずれかに該当する場合には、権原を有する関係者に對し、当該防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることができる。

一 前条第一項、次条第一項、第八条第三項若しくは第四項、第八条の二第五項若しくは第六項、第八条の二の五第三項又は第十七条の

知り得た関係者の秘密をみだりに他に漏らして

**第五条の二** 消防長又は消防署長は、防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況について次のいずれかに該当する場合には、権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の使用の禁止、停止又は制限を命ずることができる。

四第一項若しくは第二項の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されてい場合にあつては履行されても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消防、避難その他の消防の活動に支障になると認められる場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合

二 前条第一項、次条第一項、第八条第三項若しくは第四項、第八条の二第五項若しくは第六項、第八条の二の五第三項又は第七条の四第一項若しくは第二項の規定による命令によつては、火災の予防の危険、消防、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合

第五条の三 消防長、消防署長その他の消防吏員は、防火対象物において火災の予防に危険であると認める行為者又は火災の予防に危険であると認める物件若しくは消防、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者若しくは占有者で権原を有する者（特に緊急の必要があると認める場合においては、当該物件の所有者、管理者若しくは占有者又は当該防火対象物の関係者（次項において同じ。）に対し、第三条第一項各号に掲げる必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

消防長又は消防署長は、火災の予防に危険であると認める物件又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める物件の所有者、管理者又は占有者で権原を有するものを確知することができないため、これらの者に対し、前項の規定による必要な措置をとるべきことを命ずることができないときは、それらの者の負担において、当該消防職員に、当該物件について第三条第一項第三号又は第四号に掲げる措置をとらせることができる。この場合においては、相当事限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、当該消防職員がその措置を行るべき旨をあらかじめ公告しなければならない。ただし、緊急の必要があると認めるときははこの限りでない。

消防長又は消防署長は、前項の規定による措置をとつた場合において、物件を除去させたときは、当該物件を保管しなければならない。

災害対策基本法第六十一条第三項から第六項までの規定は、前項の規定により消防長又は消防署長が物件を保管した場合について準用する。この場合において、これらの規定中「市町村長」とあるのは「消防長又は消防署長」と、「工作物等」とあるのは「物件」と、「統轄する」とあるのは「属する」と読み替えるものとする。

第三条第四項の規定は第一項の規定により必要な措置を命じた場合について、第五条第三項及び第四項の規定は第一項の規定による命令について、それぞれ準用する。

**第五条の四** 第五条第一項、第五条の二第一項又は前条第一項の規定による命令についての審査請求に関する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文の期間は、当該命令を受けた日の翌日から起算して三十日とする。

**第六条** 第五条第一項、第五条の二第一項又は第五条の三第一項の規定による命令又はその命令

第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関をいう。以下この条において同じ。)は、当該許可、認可若しくは確認又は同法第六条の二第一項の規定による確認に係る建築物の工事施工地又は所在地を管轄する消防長又は消防署長の同意を得なければ、当該許可、認可若しくは確認又は同項の規定による確認をすることができない。ただし、確認(同項の規定による確認を含む。)に係る建築物が都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)第八条第一項第五号に掲げる防火地域及び準防火地域以外の区域内における住宅(長屋、共同住宅その他政令で定める住宅を除く。)である場合又は建築主事若しくは建築副主事が建築基準法第八十七条の四において準用する同法第六条第一項の規定による確認をする場合においては、この限りでない。

消防長又は消防署長は、前項の規定によつて同意を求められた場合において、当該建築物の計画が法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(建築基準法第六条第四項又は第六条の規定)に準用する同法第六条第一項の規定による確認をする場合においては、この限りでない。

**第八条** 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入り、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

消防長又は消防署長は、第一項の規定により同項の防火対象物について同項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従つて行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従つて行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

## 第七条 建築物の新築、増築、改築、移転、修

ればならない。この場合において、消防長又は

## 第八条の二 高層建築物（高さ三十一メートルを

繕  
模様替、用途の変更若しくは使用について  
許可、認可若しくは確認をする権限を有する行  
政官若しくはその委任を受けた者又は建築基準  
法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条の二  
第一項（同法第八十七条第一項において準用す  
る場合を含む。以下この項において同じ。）の  
規定による確認を行う指定確認検査機関（同法

消防署長は、同意することができない事由があると認めるときは、これらの期限内に、その事由を当該行政庁若しくはその委任を受けた者は指定確認検査機関に通知しなければならない。

超える建築物をいう。第八条の三第一項において同じ。)その他政令で定める防火対象物で、その管理について権原が分かれているもの又は地下街(地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。以下同じ。)でその管理

について権原が分かれているもののうち消防長若しくは消防署長が指定するもの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちからこれらの防火対象物の全体について防火管理上必要な業務を統括する防火管理者（以下この条において「統括防火管理者」という。）を協議して定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物の全體についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理その他当該防火対象物の全體についての防火管理上必要な業務を行わせなければならぬい。

**第八条の二の二** 第八条第一項の防火対象物のうち火災の予防上必要があるものとして政令で定めるものの管理について権原を有する者は、総務省令で定めるところにより、定期に、防火対象物における火災の予防に関する専門的知識を有する者で総務省令で定める資格を有するもの（次項、次条第一項及び第三十六条第四項において「防火対象物点検資格者」という。）に、当該防火対象物における防火水管理上必要な業務、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の設置及び維持その他火災の予防上必要な事項（次項、次条第一項及び第三十六条第四項において「点検対象事項」という。）がこの法律又はこの法律に基づく命令に

原を有する者の申請により、同項の規定の適用につき特例を設けるべき防火対象物として認定することができる。

一 申請者が当該防火対象物の管理を開始した時から三年が経過していること。

二 当該防火対象物について、次のいずれにも該当しないこと。

イ 過去三年以内において第五条第一項、第六条の二第一項、第五条の三第一項、第八条第三項若しくは第四項、第八条の二の五第三項又は第十七条の四第一項若しくは第二項の規定による命令（当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反する場合を限る。）（以下「規

当該防火対象物について第二項の規定による申請がされている場合にあつては、前項の規定による通知があつたとき。)。

二 当該防火対象物の管理について権原を有する者に変更があつたとき。

第一項の規定による認定を受けた防火対象物について、当該防火対象物の管理について権原を有する者に変更があつたときは、当該変更前の権原を有する者は、総務省令で定めるところにより、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

消防長又は消防署長は、第一項の規定による認定を受けた防火対象物について、次のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消さなければならぬ。

統括防火管理者は、前項の規定により同項の防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行う場合において必要があると認めるときは、同項の権原を有する者が前条第一項の規定によりその権原に属する当該防火対象物の部分ごとに定めた同項の防火管理者に対し、当該業務の実施のために必要な措置を講ずることを指示することができる。

規定する事項に關し總務省令で定める基準（次項、次条第一項及び第三十六条第四項において「点検基準」という。）に適合しているかどうかを点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、第十七条の三の三の規定による点検及び報告の対象となる事項については、この限りでない。

前項の規定による点検（その管理につては前

八　過去三年以内において第六項の規定による取消しを受けたことがあり、又は受けるべき事由が現にあること。  
八　過去三年以内において前条第一項の規定にかかるわらず同項の規定による点検若しくは

れはなしなし  
一 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したとき。  
二 第五条第一項、第五条の二第一項、第五条の三第一項、第八条第三項若しくは第四項第八条の二の五第三項又は第十七条の四第一項若しくは第二項の規定による命令（当該防火対象物の位置、構造、設備又は管理の状況

前条第一項の規定により前項に規定する防火管理者が作成する消防計画は、第一項の規定により統括防火管理者が作成する防火対象物の全体についての消防計画に適合するものでなければならない。

第一項の権原を有する者は、同項の規定により統括防火管理者を定めたときは、遅滞なく、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様と

原が分かれている防火対象物にあつては、当該防火対象物全体（次条第一項の規定による認定を受けた部分を除く。）についての前項の規定による点検の結果、防火対象物点検資格者により点検対象事項が点検基準に適合していると認められた防火対象物には、総務省令で定めるところにより、点検を行つた日その他総務省令で定める事項を記載した表示を付することができる。

何人も、防火対象物に、前項に規定する場合

は報告がされなかつたことがあり、又は同項の報告について虚偽の報告がされたことがあること。

がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はその他の法令に違反している場合に限る。)がされたとき。  
三 第一項第三号に該当しなくなつたとき。  
第一項の規定による認定を受けた防火対象物(当該防火対象物の管理について権原が分かれているものにあつては、当該防火対象物全体が同項の規定による認定を受けたものに限る。)には、総務省令で定めるところにより、同項の規定による認定を受けた日その他総務省令で定める事項を記載した表示を付すことができ

を除くほか同項の表示を付してはならず、又は同項の表示と紛らわしい表示を付してはならない。

申請者は、総務省令で定めるところにより申請書に前項の規定による認定を受けようとす  
ること。

る。  
前条第三項及び第四項の規定は、前項の表示について準用する。

し、同項の規定により統括防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。

消防長又は消防署長は、防火対象物で第二項の規定によらないで同項の表示が付されているもの又は同項の表示と紛らわしい表示が付されているものについて、当該防火対象物の関係者

防火対象物の所在地その他総務省令で定める事項を記載した書類を添えて、消防長又は消防署長に申請し、検査を受けなければならぬ。

**第八条の二の四** 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定められたるの管理について種別を有する者は、当該

で権原を有する者に対し、当該表示を除去し、又はこれに消印を付すべきことを命ずることができる。

消防長又は消防署長は、第一項の規定による認定をしたとき、又は認定をしないことを決定したときは、総務省令で定めるところによりその旨を申請者に通知しなければならない。

るものの管理について格別を有する者は、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設について避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないようには

第一項の規定は、次条第一項の認定を受けた防火対象物については、適用しない。

第一項の規定による認定を受けた防火対象物について、次のいずれかに該当することとなるときは、当該認定は、その効力を失う。

理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理しなければならない。

**第五条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による命令について準用する。**

一項の防火対象物であつて次の要件を満たして  
いるものを、当該防火対象物の管理について権

当該認定を受けてから三年が経過したとき（当該認定を受けてから三年が経過する前に

**第八条の二の五** 第八条第一項の防火対象物のうち多数の者が出入するものであり、かつ、大規

模なものとして政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定めるところにより、当該防火対象物に自衛消防組織を置かなければならぬ。当該事項を変更したときも、同様とする。

前項の権原を有する者は、同項の規定により自衛消防組織を置いたときは、遅滞なく自衛消防組織の要員の現況その他の総務省令で定める事項を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならぬ。当該事項を変更したときも、同様とする。

消防長又は消防署長は、第一項の自衛消防組織が置かれないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により自衛消防組織を置くべきことを命ずることができる。

#### 第五条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

**第八条の三** 高層建築物若しくは地下街又は劇場、キヤバレー、旅館、病院その他の政令で定める防火対象物において使用する防炎対象物品（どん帳、カーテン、展示用合板その他これらに類する物品で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）は、政令で定める基準以上の防炎性能を有するものでなければならない。

前項の防炎性能を有するものである旨の表示を付することができる。

何人も、防炎対象物品又はその材料に、前項の規定により表示を付する場合及び産業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）その他政令で定める法律の規定により防炎対象物品又はその材料の防炎性能に関する表示で総務省令で定めるもの（次項及び第五項において「指定表示」という。）を付する場合を除くほか、前項の表示又は指定表示が付されているものでなければならぬ。

防炎対象物品又はその材料は、第二項の表示又は指定期表示が付されていないものでなければならぬ。

第一項の防火対象物の関係者は、当該防火対象物において使用する防炎対象物品について、当該防炎対象物品若しくはその材料に同項の防炎性能を与えるための処理をさせ、又は第二項

の表示若しくは指定表示が付されている生地その他の材料からカーテンその他の防炎対象物品を作製させたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を明らかにしておかなければならぬ。

**第九条の二** 住宅の用途に供される防火対象物（その一部が住宅の用途以外の用途に供される防火対象物にあっては、住宅の用途以外の用途に供される部分を除く。以下この条において「住宅」という。）の関係者は、次項の規定による住宅用防災機器（住宅における火災の予防に資する機械器具又は設備であつて政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の設置及び維持に関する基準に従つて、住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他の火災予防又は消防活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものを貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならぬ。ただし、船舶、自動車、航空機、鉄道又は軌道により貯蔵し、又は取り扱う場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

前項の規定は、同項の貯蔵又は取り扱いを廃止する場合について準用する。

**第九条の四** 危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物及びわら製品、木毛その他

の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるもの（以下「指定可燃物」という。）その他指定可燃物に類する物品の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、市町村条例で定める。

指定可燃物に類する物品を貯蔵し、又は取り扱う例でこれを定める。

指定数量未満の危険物及び指定可燃物その他の

府県知事又は総務大臣（以下この章及び次章において「市町村長等」という。）は、同項の規

定による許可の申請があつた場合において、その製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び

設備が前条第四項の技術上の基準に適合して、かつ、当該製造所、貯蔵所又は取扱所においてす

る危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであるときは、許可を与えない。

総務大臣は、移送取扱所について第一項第四号の規定による許可をしようとするときは、そ

の旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。この場合においては、関係都道府県知事は、当該許可に關し、総務大臣に対し、意見を

申し出ることができる。

関係市町村長は、移送取扱所についての第一項第四号の規定による許可に關し、当該都道府

県知事又は総務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

第一項の規定による許可を受けた者は、製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置したとき又は

製造所、貯蔵所若しくは取扱所の位置、構造若しくは設備を変更したときは、当該製造所、貯

藏所又は取扱所につき市町村長等が行う完成検査を受け、これらが前条第四項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、こ

れを使用してはならない。ただし、製造所、貯

藏所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更す

る場合において、当該製造所、貯蔵所又は取扱所のうち当該変更の工事に係る部分以外の部分

の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、仮に、当該承認を受けた部分を使用することができます。

製造所、貯蔵所又は取扱所の譲渡又は引渡しがあつたときは、譲受人又は引渡を受けた者は、

第一項の規定による許可を受けた者の地位を承継する。この場合において、同項の規定による

第一項の規定による許可を受けた者の地位を承継する。

第一項の

市町村長等は、改令で定める製造所、貯蔵所の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならぬ。

又は取扱所等について第一項の規定による許可(同項後段の規定による許可で総務省令で定める軽易な事項に係るものを除く。)をしたときは、政令で定めるところにより、その旨を国家

公安委員会若しくは都道府県公安委員会又は海上保安庁長官に通報しなければならない。第十一條の二 政令で定める製造所、貯蔵所若し

くは取扱所の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更について前条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る工事で政令で定めるものについては同条第五項の完成検査を受ける前において、政令で定める工事の工程ごとに、当該製造所、貯蔵所又は取扱所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるもの（以下この条及び次条において「特定事項」という。）が第十条第四項の技術上の基準に適合しているかどうかについて、市町村長等が行う検査を受けなければならない。

前項に規定する者は、同項の検査において特定事項が第十条第四項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、当該特定事項に係る製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更の工事につき、前条第五項の完成検査を受けるときは、当該特定事項については同項の完成検査を受けることを要しない。

**第十一條の三** 市町村長等は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる事項を危険物保安技術協会（第十四条の三第三項において「協会」という。）に委託することができる。

一 第十一条第二項の場合において、同条第一項の規定による許可の申請に係る貯蔵所が政令で定める屋外タンク貯蔵所（屋外にあるタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱い貯蔵所をいう。以下同じ。）であるとき。当該屋外タンク貯蔵所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものが第十条第四項の技術上の基準に適合するかどうかの審査

二 前条第一項の場合において、同項の貯蔵所が政令で定める屋外タンク貯蔵所であるとき。当該屋外タンク貯蔵所に係る特定事項のうち政令で定めるもの(第十条第四項の技

第十一條第一項の規定による許可をした市町村長等に対し、總務省令で定めるところにより、速やかに、その旨を通知しなければならない。

当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。

市岡村長等又は市岡村長は、それそれを第一項又は第二項の規定による命令をした場合においては、標記の設定その他の總務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。前項の票證は、第一項又は第二項の規定によ

第一項の規定による命令に違反したとき。

前項の機関は、第一項又は第二項の規定による命令に係る製造所、貯蔵所又は取扱所に設置することができる。この場合においては、第一項又は第二項の規定による命令に係る製造所に

四 第十三条第一項の規定による命令に違反したとき  
第十三条の二十四第一項の規定による命令に違反したとき  
第十一條の五第四項及び第五項の規定は、前

指定数量で除して得た値（品名又は指定数量を異にする二以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合には、当該貯蔵又は取扱いに係るそれぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除して得た値の和）をいう。）を変更しようとする者は、変更しようとする日の十日前までに、その旨を市町村長等に届け出なければならぬ。前項の場合において、別表第一の品名欄に掲げる物品のうち同表第一類の項第十一号、第二類の項第八号、第三類の項第十二号、第五類の項第十一号又は第六類の項第五号の危険物は、当該物品に含有されている当該品名欄の物品が異なるときは、それぞれ異なる品名の危険物とみなす。

第十一条第七項の規定は、同項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所につき第一項の届出があつた場合について準用する。

**第十一条の五** 市町村長等は、製造所、貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。）又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが第十条第三項の規定に違反していると認めるときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、同項の技術上の基準に従つて危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。

市町村長、消防本部及び消防署を置く市町村以外の市町村の区域内においては、当該区域を管轄する都道府県知事とする。次項及び第四項において同じ。は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、前項の規定の例により、第十条第三項の技術上の基準に従つて危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。

市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、当該命令に係る移動タンク貯蔵所につき

**第十二条** 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、當該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が第十一条第四項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者で権原を有する者に対し、同項の技術上の基準に適合するように、これらを修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができることとする。

前条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

**第十二条の二** 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号の一に該当するときは、當該製造所、貯蔵所又は取扱所について、第十一條第一項の許可を取り消し、又は期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。

一 第十一条第一項後段の規定による許可を受けないで、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更したとき。

二 第十一条第五項の規定に違反して、製造所、貯蔵所又は取扱所を使用したとき。

三 前条第二項の規定による命令に違反したとき。

四 第十四条の三第一項又は第二項の規定に違反したとき。

五 第十四条の三の二の規定に違反したとき。市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号の一に該

二項の規定による命令について準用する。

**第十二条の三** 市町村長等は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

第十三条の五 第十四条及び第五項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

**第十二条の四** 関係市町村長は、第十一条第一項第四号の規定による都道府県知事又は総務大臣(以下この条において「知事等」という。)の許可に係る移送取扱所の設置若しくは維持又は当該移送取扱所における危険物の取扱いに関する災害が発生するおそれがあると認めるときは、当該知事等に対し、必要な措置を講すべきことを要請することができる。

知事等は、前項の要請があつたときは、必要な調査を行い、その結果必要があると認めるときは、第十一条の五第一項、第十二条第二項又は前条第一項の規定による措置その他必要な措置を講じなければならない。

知事等は、前項の措置を講じたときは、速やかに、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

**第十二条の五** 政令で定める移送取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該取扱所について危険物の流出その他の事故が発生し、危険な状態となつた場合において講ずべき応急の措置について、あらかじめ、関係市町村長と協議しておかなければならぬ。

**第十二条の六** 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の用途を廃止したときは、遅滞なく

その旨を市町村長等に届け出なければならない。

#### 第十二条の七 同一事業所において政令で定める

製造所、貯蔵所又は取扱所を所有し、管理し、又は占有する者で、政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものは、政令で定めるところにより、危険物保安統括管理者を定め、当該事業所における危険物の保安に関する業務を統括管理させなければならぬ。

製造所、貯蔵所又は取扱所を所有し、管理し、又は占有する者は、前項の規定により危険物保安統括管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない。

#### 第十三条の八 第二項の規定により危険物取扱者免状の返納

これを解任したときも、同様とする。

**第十三条の九 政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、甲種危険物取扱者（甲種危険物取扱者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）又は乙種危険物取扱者（乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）で、六月以上危険物取扱いの実務経験を有するもののうちから危険物保安監督者を定め、総務省令で定めるところにより、その者が取り扱うことができる危険物の取扱作業に関して保安の監督をさせなければならぬ。**

製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、前項の規定により危険物保安監督者を定めたときは、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

製造所、貯蔵所及び取扱所においては、危険物取扱者（危険物取扱者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）以外の者は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ、危険物を取り扱ってはならない。

#### 第十三条の二 危険物取扱者免状の種類は、甲種危険物取扱者免状、乙種危険物取扱者免状及び丙種危険物取扱者免状とする。

甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者がその取扱作業に関して立ち会うことができる危険物の種類は、前項に規定する危険物取扱者免状の種類に応じて総務省令で定める。

危険物取扱者免状は、危険物取扱者試験に合格した者に対し、都道府県知事が交付する。

都道府県知事は、左の各号の一に該当する者に対しては、危険物取扱者免状の交付を行わないことができる。

一 次項の規定により危険物取扱者免状の返納を命ぜられ、その日から起算して一年を経過しない者。

二 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなりたる日から起算して二年を経過しないもの。

危険物取扱者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反しているときは、危険物取扱者免状を交付した都道府県知事は、当該危険物取扱者免状の返納を命ずることができる。

都道府県知事は、その管轄する区域において、他の都道府県知事から危険物取扱者免状の交付を受けている危険物取扱者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、その旨を当該他の都道府県知事に通知しなければならない。

前各項に規定するものほか、危険物取扱者免状の書換、再交付その他危険物取扱者免状に關し必要な事項は、政令で定める。

**第十三条の三 危険物取扱者試験は、危険物の取扱作業の保安に関して必要な知識及び技能について行う。**

危険物取扱者試験の種類は、甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験とする。

危険物取扱者試験は、前項に規定する危険物取扱者試験の種類ごとに、毎年一回以上、都道府県知事が行なう。

次の方号のいずれかに該当する者でなければならない。

甲種危険物取扱者試験を受けることができない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者

（当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）その他その者に準ずるものとして総務省令で定める者。

二 乙種危険物取扱者免状の交付を受けた後二年以上危険物取扱いの実務経験を有する者

前各項に規定するもののほか、危険物取扱者試験の試験科目、受験手続その他試験の実施細目は、総務省令で定める。

問題の作成、採点その他の事務を行わせるため、条例で、危険物取扱者試験委員を置くことができる。

前項の危険物取扱者試験委員の組織、任期その他の危険物取扱者試験委員に関し必要な事項は、当該都道府県の条例で定める。

#### 第十三条の五 第二項の規定による指定を受ける者に、危険物取扱者試験の実施に関する事務（以下の章において「危険物取扱者試験事務」という。）を行わせることができる。

前項の規定による指定は、危険物取扱者試験事務を行おうとする者の申請により行う。

都道府県知事は、第一項の規定により総務大臣の指定する者に危険物取扱者試験事務を行わせることは、危険物取扱者試験事務を行わないものとする。

**第十三条の六 総務大臣は、前条第二項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。**

一 職員、設備、危険物取扱者試験事務の実施の方法その他の事項についての危険物取扱者試験事務の実施に関する計画が危険物取扱者試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の危険物取扱者試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 申請者が、危険物取扱者試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによって危険物取扱者試験事務が不公正になるおそれがないこと。

総務大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。

一般社団法人又は一般財團法人以外の者であること。

二 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなりたる日から起算して二年を経過しない者であること。

三 第十三条の十八第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ 第二号に該当する者

ロ 第十三条の九第二項の規定による命令に

問題の作成、採点その他の事務を行わせるため、条例で、危険物取扱者試験委員を置くこと

ができる。

前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日を公示しなければならない。

第十三条の五第一項の規定による指定を受けた者（以下この章において「指定試験機関」という。）は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとするとある日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

総務大臣は、前項の規定による指定を受けた者（以下この章において「指定試験機関」という。）は、当該指定試験機関に危険物取扱者試験事務を行わせることとした日を公示しなければならない。

前項の規定による指定を受けた者（以下この章において「指定試験機関」という。）は、当該指定試験機関にその危険物取扱者試験事務を行わせることとした都道府県知事（以下「委任都道府県知事」という。）は、当該指定試験機関の名称、主たる事務所の所在地及び当該危険物取扱者試験事務を取り扱う事務所の所在地並びに当該指定試験機関に危険物取扱者試験事務を行わせることとした日を公示しなければならない。

前項の規定による指定を受けた者（以下この章において「指定試験機関」という。）は、当該指定試験機関にその危険物取扱者試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更しようとするときは、委任都道府県知事（危険物取扱者試験事務を取り扱う事務所の所在地については、関係委任都道府県知事）に、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を届け出なければならない。

指定期験機関は、その名称、主たる事務所の所在地又は危険物取扱者試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更しようとするときは、委任都道府県知事（危険物取扱者試験事務を取り扱う事務所の所在地については、関係委任都道府県知事）に、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を届け出なければならない。

委任都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

前項の規定による指定を受けた者（以下この章において「指定試験機関」という。）は、当該指定試験機関の役員の選任及び解任は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

総務大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は处分を含む。）若しくは第十三条の十二第一項の試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は危険物取扱者試験事務に関し著しく不適当な行為をしたとき

は、指定試験機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

第十三条の十 指定期験機関は、総務省令で定める要件を備える者のうちから危険物取扱者試験委員を選任し、試験の問題の作成及び採点を行わせなければならない。



り、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の構造及び設備に係る保安のための業務を行わせなければならぬ。

取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の火災を予防するため、総務省令で定める事項について予防規程を定め、市町村長等の認可を受けなければならぬ。これを変更するときも、同様とする。

市町村長等は、予防規程が、第十条第三項の技術上の基準に適合していないときその他火災の予防のために適当でないと認めるときは、前項の認可をしてはならない。

市町村長等は、火災の予防のため必要があるときは、予防規程の変更を命ずることができる。

第一項に規定する製造販賣業者又は取扱業者の所有者、管理者又は占有者及びその従業者は、予防規程を守らなければならない。

第三項の規定による命令について準用する。  
**第十四条の三** 政令で定める屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の所有者、管理者又は占有者は、政令で定める時期ごとに、当該屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものが第十条第四項の技術上の基準に従つて維持されているかどうかについて、市町村長等が行う保安に関する検査を受けるなければならない。

レガシイ

政令で定める屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、当該屋外タンク貯蔵所について、不等沈下その他の政令で定める事由が生じた場合には、当該屋外タンク貯蔵所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものが第十条第四項の技術上の基準に従つて維持されているかどうかについて、市町村長等が行う保安に関する検査を受けなければならない。

第一項（屋外タンク貯蔵所に係る部分に限る。）又は前項の場合には、市町村長等は、これらの規定に規定する屋外タンク貯蔵所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものが第十条第四項の技術上の基準に従つて維持されているかどうかの審査を協会に委託することができる。

者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他の災害の発生の防止のための応急の措置を講じなければならない。

前項の事態を見発した者は、直ちに、その旨を消防署、市町村長の指定した場所、警察署又は海上警備救助難機関に通報しなければならない。

市町村長等は、製造所、貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。）又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が第一項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、同項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができ

若しくは占有者に対して必要な資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に、これらの場所に立ち入り、所在する危険物の状況若しくは当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所その他の当該事故に関係のある工作物若しくは物件を検査させ、若しくは關係のある者に質問させることができる。

第四条第一項ただし書及び第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。消防庁長官は、第一項の規定により調査をする市町村長等（総務大臣を除く。）から求めがった場合には、同項の調査をすることができるのである。この場合においては、前二項の規定を準用する。

若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いに係る検査させ、関係のある者に質問させ、若しくは試験のため必要な最少限度の数量に限り危険物若しくは危険物であることの疑いのある物を収去させることができる。

消防吏員又は警察官は、危険物の移送に伴う火災の防止のため特に必要があると認める場合には、走行中の移動タンク貯蔵所を停止させ、当該移動タンク貯蔵所に乗車している危険物取扱者に対し、危険物取扱免状の提示を求めることができる。この場合において、消防吏員及び警察官がその職務を行なうに際しては、互いに密接な連絡をとるものとする。

第四条第二項から第四項までの規定は、前二項の場合にこれを準用する。

卷之三

務省令で定めるところにより、定期に点検し、その点検記録を作成し、これを保存しなければならない。

**第十四条の四 同一事業所において政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所を所有し、管理し、又は占有する者で政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うものは、政令で定めるとところにより、当該事業所に自衛消防組織を置かなければならぬ。**

**第十五条** 常時映画を上映する建築物その他の工作物に設けられた映写室で緩燃性でない映画を映写するものは、政令で定める技術上の基準に従い、構造及び設備を具備しなければならない。

**第十六条** 危険物の運搬は、その容器、積載方法及び運搬方法について政令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

**第十六条の二 移動タンク貯蔵所による危険物の移送は、当該危険物を取り扱うことができる危険物取扱者を乗車させてこれをしなければならない。**

前項の危険物取扱者は、移動タンク貯蔵所に

轄する都道府県事務とする。次項及び第六項において準用する第十一条の五第四項において同じ。)は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、前項の規定の例により、第一項の応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。

市町村長等又は市町村長は、それぞれ第三項又は前項の規定により応急の措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては履行しても当該期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法の定めるところに従い、当該消防事務に従事する職員又は第三者にその措置をとらせることができる。

第十五条の三の二 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所において発生した危険物の流出による火災等の災害の発生の危険性があると認められる場合は、速やかにその事実を知り得た者は、立ち入りて調査する。

るにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、国に納めなければならぬ。

第十三条の二十三の規定により総務大臣が指定する機関で市町村長以外のもの（以下この条において「指定講習機関」という。）が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習を受けようとする者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を当該指定講習機関に納めなければならない。

前項の規定により指定講習機関に納められた手数料は、当該指定講習機関の収入とする。

都道府県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき危険物取扱者試験に係る手数料を徴収する場合においては、第十三条の五第一項の規定により指定試験機関が行う危険物取扱者試験を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定試験機関へ納めさせ、その収入とすることができる。

の他の事故（火災を除く、以下この条において同じ。）であつて火災が発生するおそれのあつたものについて、当該事故の原因を調査することができる。

市町村長等は、前項の調査のため必要があるときは、当該事故が発生した製造所、貯蔵所若しくは取扱所その他の当該事故の発生と密接な関係を有すると認められる場所の所有者、管理者若しくは占有者に対して必要な資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に、これらの場所に立ち入り、所在する危険物の状況若しくは当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所その他の当該事故に關係のある工作物若しくは物件を検査させ、若しくは關係のある者に質問させることができる。

第四条第一項ただし書及び第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。

消防庁長官は、第一項の規定により調査をすくる市町村長等（総務大臣を除く。）から求めがつた場合には、同項の調査をすることができるのである。この場合においては、前二項の規定を準用する。

の貯蔵又は取扱いに伴う火災の防止のため必要があると認めるときは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱つてると認められるすべての場所（以下この項において「貯蔵所等」という。）の所有者、管理者若しくは占有者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告書を求め、又は当該消防事務に従事する職員に、貯蔵所等に立ち入り、これらの場所の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いについて検査させ、関係のある者に質問させ、若しくは試験のため必要な最少限度の数量に限り危険物若しくは危険物であるとの疑いのある物を収去させることができる。

消防吏員又は警察官は、危険物の移送に伴う火災の防止のため特に必要があると認める場合には、走行中の移動タンク貯蔵所を停止させ、当該移動タンク貯蔵所に乗車している危険物取扱者に対し、危険物取扱免状の提示を求めることができる。この場合において、消防吏員及び警察官がその職務を行なうに際しては、互いに密接な連絡をとるものとする。

第四条第二項から第四項までの規定は、前二項の場合にこれを準用する。



について学識経験を有する者のうちから、総務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

### 第十六条の三十一 協会の職員は、理事長が任命する。

**第十六条の三十二** 協会の役員若しくは職員又は他の職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

**第十六条の三十三** 協会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

#### 第四節 業務

**第十六条の三十四** 協会は、第十六条の十の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 第十一条の三又は第十四条の三第三項の規定による市町村長等の委託に基づく屋外タンク貯蔵所に係る審査を行うこと。

二 危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関する試験、調査、技術援助並びに情報の収集及び提供を行うこと。

三 危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関する教育を行うこと。

四 前号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、第十六条の十の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

六 協会は、前項第五号に掲げる業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

七 協会は、第一項の業務を行うほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲において、総務大臣の認可を受けて、危険物等の貯蔵、取扱い又は運搬の安全に関する業務を行うために有する機械設備又は技術を活用して行う審査、試験等の業務その他協会が行うことが適切であると認められる業務を行うことができる。

**第十六条の三十五** 協会は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、総務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

八 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総務省令で定める。

**第十六条の三十六** 協会は、市町村長等から第十三条の三又は第十四条の三第三項の規定による屋外タンク貯蔵所に係る審査の委託に係る契約の申込みがあつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

協会は、前項の契約が成立したときは、遅滞なく、当該契約に係る同項の審査を行わなければならない。

### 第十六条の三十七 協会は、第十六条の三十四第一項第一号に掲げる業務（以下「審査事務」という。）の開始前に、審査事務の実施に関する規程（以下「審査事務規程」という。）を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

総務大臣は、前項の認可をした審査事務規程が、審査事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、協会に対し、その審査事務規程を変更すべきことを命ずることができるものとする。

**第十六条の三十八** 協会は、審査事務を行うときは、政令で定める資格を有する者に実施させなければならぬ。

審査事務を実施する者（以下「検査員」という。）は、誠実にその職務を行わなければならぬ。

総務大臣は、検査員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは審査事務規程に違反したとき、又はその者にその職務を行わせることが審査事務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、協会に対し、検査員の解任を命ずることができる。

**第十六条の三十九** 国及び地方公共団体は、協会の業務の円滑な運営が図られるよう、適當と認める人的及び技術的援助について必要な配慮を加えるものとする。

#### 第五節 財務及び会計

**第十六条の四十** 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日まで終る。

**第十六条の四十一** 協会は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、総務大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

**第十六条の四十二** 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（次項において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三ヶ月以内に総務大臣に提出しなければならない。

協会は、前項の規定により財務諸表を総務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報

告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

### 第十六条の四十三から第十六条の四十五まで

削除

**第十六条の四十六** この法律に規定するものほか、協会の財務及び会計に關する必要な事項は、総務省令で定める。

**第十六条の四十七** 総務大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、協会員に協会の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係のある者に提示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪法律で定める。

#### 第四章 消防の設備等

**第十七条** 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消防活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従つて、設置し、及び維持しなければならない。

市町村は、その地方の気候又は風土の特殊性により、前項の消防用設備等の技術上の基準に關する政令又はこれに基づく命令の規定のみによつては防火の目的を充分に達し難いと認めるときは、条例で、同項の消防用設備等の技術上の基準に關して、当該政令又はこれに基づく命令の規定と異なる規定を設けることができる。

第一項の防火対象物の関係者が、同項の政令若しくはこれに基づく命令又は前項の規定に基

づく条例で定める技術上の基準に従つて設置し、及び維持しなければならない消防用設備等に代えて、特殊の消防用設備等その他の設備等（以下「特殊消防用設備等」という。）であつて、当該消防用設備等と同等以上の性能を有し、かつ、当該関係者が総務省令で定めるところにより作成する特殊消防用設備等（それに代えて当該認定を受けた特殊消防用設備等が用いられるものに限る。）については、前二項の規定は、適用しない。

**第十七条の二** 前条第三項の認定を受けようとする者は、あらかじめ、日本消防検定協会（以下「協会」という。）又は法人であつて総務大臣の登録を受けたものが行う性能評価（設備等設置維持計画に従つて設置し、及び維持する場合における特殊消防用設備等の性能に關する評価をいう。以下この条及び第十七条の二の四において同じ。）を受けなければならない。

協会又は第一項の規定による登録を受けた法人は、前項の申請があつたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請に係る性能評価を行ひ、その性能評価の結果（次条第一項及び第二項において「評価結果」という。）を前項の申請をした者に通知しなければならない。

第二項において「評価結果」という。）の評価結果の通知を受けた者が第十七条第三項（第十七条の二の二）の四第三項において準用する場合を含む。）の評価結果の通知を受けようとするときは、総務省令で定めを受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、申請書に設備等設置維持計画及び当該評価結果を記載した書面を添え、総務大臣に申請しなければならない。

総務大臣は、前項の申請があつたときは、同項の設備等設置維持計画及び評価結果を記載した書面により、当該申請に係る設備等設置維持計画に従つて設置し、及び維持する場合における特殊消防用設備等が第十七条第一項の政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定

に基づく条例で定める技術上の基準に従つて設置し、及び維持しなければならない消防用設備等と同等以上の性能を有しているかどうかを審査し、当該性能を有していると認められるときは、同条第三項の規定による認定をしなければならない。

第十七条の二（三） 総務大臣は、第十七条第三項  
とするとときは、前項の旨を関係消防長又は関係消  
防署長に通知しなければならない。この場合に  
おいて、関係消防長又は関係消防署長は、当該  
認定に関し、総務大臣に対し、意見を申し出る  
ことができる。

第一項の規定により總務大臣の行う性能評価を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

の規定による認定を受けた特殊消防用設備等について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定の効力を失わせることができる。  
一 偽りその他不正な手段により当該認定又は次項の承認を受けたことが判明したとき。

は維持されていないと認めるとき。  
第十七条第三項の規定による認定を受けた者は、当該認定に係る特殊消防用設備等又は設備等設置維持計画を変更しようとするときは、総務大臣の承認を受けなければならぬ。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

前二条の規定は、前項の規定により総務大臣

が承認する場合について準用する。  
第十七条第三項の規定による認定を受けた者は、第二項たゞし書の総務省令で定める怪数な

変更をしたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

**第十七条の二の四** 総務大臣は、協会又は第十七条の二第一項の規定による登録を受けた法人

が、性能評価を行う機能の全部又は一部を喪失したことにより、当該性能評価に関する業務を行うことを困難となつて、特別の

必要があると認めるときは、第十七条第三項の認定を受けようとする者の申請に基づき当該性

能評価を行うことができる。

第十七条の二第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により総務大臣が性能評価を行う場合について準用する。

の規定に基づく条例の規定の施行又は適用の際、現に存する百貨店、旅館、病院、地下街、複合用途防火対象物（政令で定めるものに限る。）その他同条第一項の防火対象物で、多数の者が出入するものとして政令で定めるもの（以下「特定防火対象物」という。）に

**第十七条の三** 前条に規定する場合のほか、第十九条第一項の防火対象物の用途が変更されたにより、当該用途が変更された後の当該防火対象物にかかる当方用設備等は、これに係る特定防火対象物に係る消防用設備等を新規に設置する場合は、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の建築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の特定防火対象物に係る消防用設備等

同項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定に適合しないこととなるときは、当該消防用設備等については、当該規定は、適用しない。この場合においては、当

前項の規定は、消防用設備等で次の各号の一に該当するものについては、適用しない。  
一 第十七条第一項の防火対象物の用途が変更された際、当該用途が変更される前の当該防火対象物における消防用設備等に係る同条規定適用する。

項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定に適合していないことにより同条第一項の規定に違反している当該防火対象物における消防用設備等

の用途の変更の後である政令で定める増築  
改築又は大規模の修繕若しくは模様替えに係  
る旨該行に付記せらるる旨行を受請者

三 第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令等は、当該防火対象物における消防用設備等

又は同条第一項の規定に基づく条例の規定に適合するに至つた同条第一項の防火対象物に

四　　における消防用設備等  
前三号に掲げるもののほか、第十七条第一項の防火対象物の用途が変更され、その変更後の用途が特定防火対象物の用途である場合における当該特定防火対象物における消防用

## 設備等

の関係者は、同項の政令若しくはこれに基づく命令若しくは同条第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準（第十七条の二の五第一項前段又は前条第一項前段に規定する場合は、それぞれ第七十七条の二の五第一項後段又は前条第一項後段の規定により適用されることとする）

「消防署長」の基準とする  
「消防署等の設備等の標準」  
と「設備等の設置維持計画」  
で設置しなければならない消防設備等又は特殊  
消防用設備等（政令で定めるものを除く。）  
を設置したときは、総務省令で定めるところによ  
り、その旨を消防又は消防署長に届け出  
て、検査を受けることとする。

**第十七条の三** 第十七条第一項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消火用設備等（第八条の二の二第一項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等）の設置の状況を監視する。

等の機関)について、総務省令で定めるとこ  
により、定期に、当該防火対象物のうち政令で  
定めるものにあつては消防設備士免状の交付を  
受けている者又は総務省令で定める資格を有す  
る者に点検させ、その他のものにあつては自ら  
点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告  
しなければならない。

第一項の防火対象物における消防用設備等が設備等技術基準に従つて設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該防火対象物の管理者で権原を有するものに対し、当該設備等が技術基準に従つてこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ぜる。

消防長又は消防署長は、第十七条第一項の吐  
火対象物における同条第三項の規定による認定  
を受けた特殊消防用設備等が設備等設置維持計  
画に従つて設置され、又は維持されていないと  
きに、そのことの認定書を交付する。

認めるときは、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該設備等設置維持計画に

に従つてこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができる。

**第十七条の五** 消防設備士免状の交付を受けて、  
ない者は、次に掲げる消防用設備等又は特殊消  
防用設備等の工事（設置に係るものに限る。）

とはに一例づ



協会又は第一項の規定による登録を受けた法人は、前項の申請があつたときは、総務省令で定めるところにより、前条第二項に規定する技術上の規格に基づき、当該申請に係る検定対象機械器具等についての試験を行い、その試験結果に意見を付してこれを前項の申請をした者に通知しなければならない。

**第二十一条の四** 前条第三項（第二十一条の十一第三項において準用する場合を含む。）の試験結果の通知を受けた者が型式承認を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、申請書に当該試験結果及び意見を記載した書面を添えて、総務大臣に申請しなければならない。

請を、当該型式承認をした旨の通知を受けた日から二年以内にしないとき、又は引き続き二年以上しないとき。  
前条第二項の規定は前項の規定により型式承認の効力を失わせたときについて、同条第三項の規定は前項の規定による処分の効力の発生について準用する。

**第二十一条の七** 第二十一条の四第二項の規定により型式承認を受けた者が当該型式承認に係る検定対象機械器具等に係る型式適合検定を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、協会又は第二十一条の三第一項の規定による登録を受けた法人のうち当該型式承認に係る検定対象機械器具等についての試験を行つた

てはならず、又は同項の表示と紛らわしい表示を付してはならない。

合を含む。)の規定によりその型式適合検定の合格の効力が失われたもの又は消防の用に供する機械器具等で第二十一条の九第一項の規定によらないで同項の表示が付されているもの若しくは同項の表示と紛らわしい表示が付されているもののうち、消防の用に供する機械器具等の販売を業とする者又は消防の用に供する機械器具若しくは設備の設置、変更若しくは修理の請負に係る工事を業とする者(以下「販売業者等」という。)の事務所、事業所又は倉庫にあるものについて、その職員に当該表示を除去させ、又はこれに消印を付させることができる。

**第二十一条の十三** 総務大臣は、次の各号に掲げる事由により火災の予防若しくは警戒、消火又

総務大臣は、前項の申請があつたときは、同項の試験結果及び意見を記載した書面により、当該申請に係る検定対象機械器具等の型式に係る形状等が第二十一条の二第二項に規定する技術上の規格に適合しているかどうかを審査し、当該形状等が同項に規定する技術上の規格に適合しているときは、当該型式について型式承認

**第二十一条の八** 協会又は第二十一条の三第一項の規定による登録を受けた法人は、前条の申請があつたときは、当該申請に係る検定対象機械器具等について型式適合検定を行い、当該申請に係る検定対象機械器具等の形状等が第二十二条の四第二項の規定により型式承認を受けた検

たことにより、当該試験又は型式適合検定に係する業務を行うことが困難となつた場合において、特別の必要があると認めるときは、型式承認を受けようとする者の申請に基づき検定対象機械器具等についての試験を行い、又は型式承認を受けた者で型式適合検定を受けようとするものの申請に基づき検定対象機械器具等の型式

は人命の救助等のために重大な支障が生ずるおそれがあると認める場合において、当該重大な支障の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する販売業者等に対し、当該検定対象機械器具等の回収を図ることとの他当該検定対象機械器具等が一定の形状

**第二十一条の五** 総務大臣は、第二十一条の二の規定により型式承認をしたときは、その旨を第一項の申請をした者に通知するとともに、公示しなければならない。

定対象機械器具等の型式に係る形狀等に適合しているときは、当該申請に係る検定対象機械器具等を、型式適合検定に合格したものとしなければならない。

たことにより、当該試験又は型式適合検定に関する業務を行うことが困難となつた場合において、特別の必要があると認めるときは、型式承認を受けようとする者の申請に基づき検定対象機械器具等についての試験を行い、又は型式承認を受けた者で型式適合検定を受けようとするものの申請に基づき検定対象機械器具等の型式適合検定を行うことができる。

総務大臣は、前項の規定により試験又は型式適合検定を行う場合は、あらかじめ、当該試験又は型式適合検定を行う検定対象機械器具等の種類及び当該試験又は型式適合検定を行う期間

は人命の救助等のために重大な支障が生ずるおそれがあると認める場合において、当該重大な支障の発生を防止するため特に必要があると認めるとときは、当該各号に規定する販売業者等に對し、当該検定対象機械器具等の回収を図ることその他当該検定対象機械器具等が一定の形状等を有しないことによる火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等に対する重大な支障の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 販売業者等が第二十二条の二第四項の規定に違反して、検定対象機械器具等を販売し、

二項に規定する技術上の規格が変更され、既に型式承認を受けた検定対象機械器具等の型式に係る形状等が当該変更後の同項に規定する技術上の規格に適合しないと認めるときは、当該型式承認の効力を失わせ、又は一定の期間が経過した後に当該型式を認めた場合にこれらに

登録を受けた法人は、不正の手段によつて前項の型式適合検定に合格した検定対象機械器具等の合格の決定を取り消すことができる。  
前項の規定により合格の決定を取り消したときは、協会又は第二十二条の三第一項の規定による登録を剥奪するほか、二の旨

を公示しなければならない。  
第二十一条の三第一項及び第三項の規定は第一項の規定により総務大臣が試験を行う場合に、第二十一条の七、第二十一条の八及び第二十二条の九の規定は同項の規定により総務大臣が試験する場合に適用する。

又は検定対象機械器具等のうち消防の用に供する機械器具若しくは設備を設置、変更若しくは修理の請負に係る工事に使用したこと。二 販売業者等が販売した検定対象機械器具等又は販売業者等が設置、変更若しくは修理の

する差額を受けた法務大臣は遺漏なくその旨を、印字を付して総務大臣に届け出るとともに、公示し、かつ、当該合格の決定を取り消された検定対象機械器具等に係る型式適合検定を受けた者に通知しなければならない。

**第二十一条の九** 協会又は第二十一条の三第一項

協会は、第二項の規定により公示された期間中は、同項の規定により公示された種類の検定合に、前条の規定は同項の規定により総務大臣が行つた型式適合検定の合格の効力について準用する。

請負に係る工事に使用した検定対象機械器具等のうち消防の用に供する機械器具若しくは設備について、型式適合検定の合格の決定が第二十一条の八第二項（第二十二条の十一第三項において準用する場合を含む。）の規定

認を受けた者に通知しなければならない。  
第一項の規定による処分は、前項の規定による公示によりその効力を生ずる。

の規定による登録を受けた法人は、前条第一項の規定により型式適合検定に合格した検定対象機械器具等に、総務省令で定めるところにより、当該検定対象機械器具等の型式は第二十一条の第四項の規定により型式登録を受けたもの

対象機械器具等については、試験を行ひ、又は型式適合検定をすることができない。

により取り消されたこと。

者が次の名号のいすわかれに該当するときは、当該型式承認の効力を失わせることができる。  
一 不正の手段により当該型式承認を受けたと  
き。

条の第四第二項の規定により型式承認を受けたものであり、かつ、当該検定対象機械器具等は前条第一項の規定により型式適合検定に合格したものである旨の表示を付さなければならぬ。

（以降この条において同じ）の規定による表示が付されている検定対象機械器具等で第二十一条の八第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその型式適合検査を受けたもの

二 正当な理由がなく、当該型式承認を受けた検定対象機械器具等に係る型式適合検定の申

何人も消防の用に供する機械器具等に前項に規定する場合を除くほか同項の表示を付し

定の合格の決定が取り消されたもの若しくは第二十一条の十（前条第三項において準用する場

所若しくは倉庫に立ち入り、消防の用に供する機械器具等、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。

前項の職員は、同項の規定により立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を関係のある者に提示しなければならない。

**第二十一条の十五** 第二十一条の十一第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

**第二十一条の十六** 第二十一条の十一第一項の規定により総務大臣の行う試験又は型式適合検定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

前項の手数料は、総務大臣の行う試験又は型式適合検定に係るものについては国庫の収入とする。

**第二十一条の十七** 協会又は第二十一条の三第一項の規定による登録を受けた法人の行う型式適合検定に関する処分又はその不作為について

は、総務大臣に対し、審査請求をすることができる。

この場合において、総務大臣は、行政不服審査法第二十五条第二項及び第三項、第四十

六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、協会又

は第二十二条の三第一項の規定による登録を受けた法人の上級行政庁とみなす。

**第二十一条の十八** 自主表示対象機械器具等の表

示等

**第二十一条の十九** 檢定対象機械器具等のうち、一定の消防の用に供する機械器具等のうち、一定の形狀等を有しないときは火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等のために重大な支障を生ずるおそれのあるものであつて、政令で定めるもの（以下「自主表示対象機械器具等」という。）は、次条第一項の規定による表示が付されているもの（以下「自主表示対象機械器具等」という。）は、次条第一項の規定による表示が付されているものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列してはならず、また、自主表示対象機械器具等のうち消防の用に供する機械器具又は設備は、同項の規定による表示が付されているものでなければ、その設置、変更又は修理の請負に係る工事に使用してはならない。

**第二十一条の二十** 自主表示対象機械器具等の製造又は輸入を業とする者は、自主表示対象機械器具等について、その形狀等が総務省令で定める自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合しているかどうかについて総務省令で定める方法により検査を行い、その形狀等が当該技術上の規格に適合する場合には、総務省令で定めるところにより、当該技術上の規格に適合することその他の当該自主表示対象機械器具

適合するものである旨の表示を付することができる。

何人も、消防の用に供する機械器具等に、前項に規定する場合を除くほか同項の表示を付し

てはならず、又は同項の表示と紛らわしい表示

をしてはならない。

自主表示対象機械器具等の製造又は輸入を業

とする者は、総務省令で定めるところにより、

第一項の自主表示対象機械器具等の検査に係る記録を作成し、これを保存しなければならな

い。

**第二十一条の二十一** 自主表示対象機械器具等の製造又は輸入を業とする者は、当該自主表示

対象機械器具等に前条第一項の表示を付そうとするときは、あらかじめ、総務省令で定めると

ころにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。

一、氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二、当該自主表示対象機械器具等の種類その他

の総務省令で定める事項。

前項の規定による届出を行つた者は、同項各号に掲げる事項に変更があつたとき、又は自主表示対象機械器具等の製造若しくは輸入の事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を、総務省令で定めるところにより、総務大臣に届け出なければならない。

**第二十一条の二十二** 総務大臣は、消防の用に供する機械器具等で第二十一条の十六の三第一項の規定によらないで同項の表示が付されているもの又は同項の表示と紛らわしい表示が付されているもののうち、販売業者等の事務所、事業所又は倉庫にあるものについて、当該販売業者等に対し、当該表示を除去し、又はこれに消印を付するべきことを命ずることができる。

**第二十一条の二十三** 総務大臣は、主たる事務所を東京都に置く。

**第二十一条の二十四** 協会は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

**第二十一条の二十一** 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一、目的  
二、名称  
三、事務所の所在地  
四、役員の定数、任期、選任の方法その他の役員に関する事項  
五、評議員会に関する事項  
六、業務及びその執行に関する事項  
七、財務及び会計に関する事項  
八、定款の変更に関する事項  
九、公告の方法

等が一定の形狀等を有しないことによる火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等に対する重大な支障の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

**第二十一条の二十二** 総務大臣は、前二条に規定する権限を行使するために必要な限度において、販売業者等に対してその業務に關し報告をさせ、又はその職員に販売業者等の事務所、事業所若しくは倉庫に立ち入り、消防の用に供する機械器具等、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係のある者に質問させることができる。

前項の規定により立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を関係のある者に提示しなければならない。

**第二十一条の二十三** 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、協会について準用する。

前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

**第二十一条の二十二** 協会でない者は、日本消防検定協会という名称を用いてはならない。

**第二十一条の二十三** 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、協会について準用する。

協会の定款の作成又は変更は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

**第二十一条の二十四** 協会に、役員として、理事長、理事及び監事を置く。

**第二十一条の二十五** 理事長は、協会を代表し、その業務を総理する。

理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して協会の業務を掌理し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

監事は、協会の業務を監査する。

**第二十一条の二十六** 役員の選任及び解任は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

**第二十一条の二十七** 次の各号の一に該当する者は、役員となることができる。

一、政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

二、販売業者等又はこれらの者が法人であるときは、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

三、販売業者等の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

**第二十一条の二十八** 協会は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

**第二十一条の二十九** 総務大臣は、役員が、この法律（この法律に基づく命令又は处分を含む。）、定款若しくは業務方法書に違反する行為をしたとき、又は協会の業務に關し著しく不適当な行為をしたときは、協会に対し、期間を指定し

て、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

総務大臣は、役員が第二十一条の二十七各号の一に該当するに至つた場合において協会がその役員を解任しないとき、又は協会が前項の規定による命令に従わなかつたときは、当該役員を解任することができる。

**第二十一条の三十** 役員は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。ただし、非常勤の役員にあつては、総務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

**第二十一条の三十一** 協会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

**第二十一条の三十二** 理事長は、理事又は協会の職員のうちから、協会の従たる事務所の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

**第二十一条の三十二の二** 協会に、その運営に関する重要な事項を審議する機関として、評議員会を置く。

評議員会は、評議員十人以内で組織する。

評議員は、協会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、総務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

**第二十一条の三十三** 協会の職員は、理事長が任命する。

**第二十一条の三十四** 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に關して知り得た秘密をもらし、又は盗用してはならない。

**第二十一条の三十五** 協会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

### 第三款 業務

**第二十一条の三十六** 協会は、第二十一条の十七の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 第二十一条の三の規定により検定対象機械器具等についての試験を行うこと。

二 第二十一条の八第一項の規定により型式適合検定を行うこと。

三 第十七条の二第一項の規定により特殊消防用設備等の性能に関する評価を行うこと。

四 検定対象機械器具等に関する技術的な事項について総務大臣に意見を申し出ること。

**五 消防の用に供する機械器具等に関する研究**

究、調査及び試験を行うこと。

**六 依頼に応じ、消防の用に供する機械器具等に関する評価を行うこと。**

**七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。**

**八 前各号に掲げるもののほか、第二十一条の十七の目的を達成するために必要な業務を行なうこと。**

協会は、第一項の業務を行なうとともに、

内滑な遂行に支障のない範囲において、総務大臣の認可を受けて、同項の業務を行なうために

ある。協会は、第一項の業務を行なうことが適切であると認められる業務を行なうことができ

る。

**第二十一条の三十七** 協会は、業務の開始の際、

業務方法書を作成し、総務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

前項の業務方法書に記載すべき事項は、総務省令で定める。

### 第四款 財務及び会計

**第二十一条の三十八** 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日には終わる。

**第二十一条の三十九** 協会は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、総務大臣の認可を受けなければならぬ。

**第二十一条の四十** 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（次項において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出しなければならない。

協会は、前項の規定により財務諸表を総務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に

関する監事の意見をつけなければならない。

**第二十一条の四十一** この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に関し必要な事項は、総務省令で定める。

**第五款 監督**

**第二十一条の四十二** 協会は、総務大臣が監督す

要があると認めるときは、協会に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

**第二十一条の四十三** 総務大臣は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、協会に対する業務に關し報告をさせ、又はその職員に協会の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪搜査のために認められたものと解釈してはならない。前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係のある者に提示しなければならない。

**第二十一条の四十四** 協会の解散については、別に法律で定める。

**第六款 雜則**

### 第二十一節 登録検定機関

**第二十一条の四十五** 第十七条の二第一項又は第二十一条の三第一項の規定による登録（以下この節において単に「登録」という。）は、次に掲げる業務の区分ごとに、特殊消防用設備等の性能に関する評価並びに検定対象機械器具等についての試験及び型式適合検定（以下この節において「検定等」という。）を行おうとする法人の申請により行う。

第一 特殊消防用設備等の性能に関する評価を行なう業務

二 消火に係る検定対象機械器具等についての試験及び型式適合検定を行う業務

三 火災の感知及び警報に係る検定対象機械器具等（前号に掲げるものを除く。）についての試験及び型式適合検定を行う業務

四 人命の救助に係る検定対象機械器具等その他の検定対象機械器具等（前二号に掲げるものの除外。）についての試験及び型式適合検定を行う業務

五 別表第二の上欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械器具その他の設備を用いて当該業務を行うものである。

六 依頼に応じ、消防の用に供する機械器具等に関する評価を行うこと。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、第二十一条の十七の目的を達成するために必要な業務を行なうこと。

九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

十九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

二十九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

三十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

三十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

三十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

三十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

三十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

三十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

三十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

三十七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

三十八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

三十九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四十七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四十八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四十九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五十七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五十八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五十九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

六十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

六十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

六十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

六十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

六十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

六十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

六十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

六十七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

六十八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

六十九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

七十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

七十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

七十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

七十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

七十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

七十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

七十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

七十七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

七十八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

七十九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

八十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

八十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

八十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

八十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

八十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

八十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

八十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

八十七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

八十八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

八十九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

九十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

九十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

九十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

九十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

九十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

九十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

九十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

九十七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

九十八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

九十九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百二 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百三 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百四 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百十七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百十八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百十九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百二十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百二十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百二十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百二十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百二十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百二十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百二十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百二十七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百二十八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百二十九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百三十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百三十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百三十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百三十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百三十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百三十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百三十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百三十七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百三十八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百三十九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百四十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百四十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百四十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百四十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百四十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百四十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百四十六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百四十七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百四十八 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百四十九 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百五十 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百五十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

一百五十二 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない法人であること。

二 第二十二条の五十七第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない法人であること。

三 第二十二条の五十七第一項又は第二項の規定による登録の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつている法人であること。

登録は、登録検定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三 登録を受けた業務の区分

四 検定等を行う事務所の所在地

第二十二条の四十七 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けねばならぬ。

登録の更新を受けようとする法人は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を、国に納付しなければならない。

前二条の規定は、第一項の登録の更新について準用する。

第二十二条の四十八 総務大臣は、登録をしたときは、第二十二条の四十六第三項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

登録を受けた法人（以下「登録検定機関」という。）は、第二十二条の四十六第三項第二号及び第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

登録検定機関は、公正に、かつ、総務省令で定める技術上の基準に適合する方法により検定等を行なわなければならない。

登録検定機関は、公正に、かつ、総務省令で定める技術上の基準に適合する方法により検定等を行なわなければならない。

第二十二条の五十 登録検定機関の役員若しくは職員又はこれらの職についた者は、その職務によつて知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

検定等の業務に従事する登録検定機関の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

は、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十二条の五十一 登録検定機関は、検定等の実施方法、検定等に関する料金その他の総務省令で定める検定等の業務の実施に関する事項について業務規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようするとともに、同様とする。

総務大臣は、前項の規定により認可をした業務規程が検定等の業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録検定機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

不適当となつたと認めるときは、登録検定機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

第二十二条の五十二 登録検定機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（登録を受けた日の属する事業年度にあつては、その登録を受けた後遅滞なく）、総務大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

登録検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は收支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録）であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）を作成し、総務大臣に提出成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第四十六条の三において「財務諸表等」という。）を作成し、総務大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。

前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係のある者に提示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

総務大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

登録検定機関は、総務大臣の許可を受けなければ、検定等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

総務大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

登録検定機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

総務大臣は、登録検定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて検定等の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。

第十七条の二から第十七条の一の四まで、前章第一節又はこの節の規定に違反したと

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて総務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

三 第二十二条の五十一第二項又は第二十二条の五十四の規定による命令に違反したとき。

四 第二十二条の五十一第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで検定等の業務を行つたとき。

五 正当な理由がないのに第二十二条の五十二第三項各号の規定による請求を拒んだとき。

六 不正な手段により登録を受けたとき。

総務大臣は、前二項の規定により登録検定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

総務大臣は、登録検定機関が第二十二条の四十九の規定に違反していると認めるときは、当該登録検定機関に対し、検定等を行うべきこと又は当該検定等の方法その他の業務の方法の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

総務大臣は、検定等の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるとときは、当該登録検定機関に対し、検定等の業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録検定機関の事務所に立ち入り、検定等の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができるものとする。

前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係のある者に提示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

総務大臣は、前項の許可を受けなければ、検定等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

総務大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

登録検定機関は、総務大臣の許可を受けなければ、検定等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

総務大臣は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

登録検定機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。

総務大臣は、登録検定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて検定等の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜることができる。

第十七条の二から第十七条の一の四まで、前章第一節又はこの節の規定に違反したと

二 第二十二条の四十六第一項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

三 第二十二条の五十一第二項又は第二十二条の五十四の規定による命令に違反したとき。

四 第二十二条の五十一第一項の規定により認可を受けた業務規程によらないで検定等の業務を行つたとき。

五 正当な理由がないのに第二十二条の五十二第三項各号の規定による請求を拒んだとき。

六 不正な手段により登録を受けたとき。

総務大臣は、前二項の規定により登録検定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

総務大臣は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

市町村長は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

市町村長は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

市町村長は、前項の通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

前項の規定による警報が発せられたときは、警報が解除されるまでの間、その市町村の区域内に在る者は、市町村条例で定める火の使用の制限に従わなければならぬ。

前項の規定による警報が発せられたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

前項の規定による警報が発せられたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

前項の規定による警報が発せられたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

前項の規定による警報が発せられたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

前項の規定による警報が発せられたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

前項の規定による警報が発せられたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

前項の規定による警報が発せられたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

前項の規定による警報が発せられたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。

前項の規定による警報が発せられたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。



放火及び失火絶滅の共同目的のために消防吏員及び警察官は、互に協力しなければならない。

## 第七章の二 救急業務

### 第三十五条の五 都道府県は、消防機関による救急業務としての傷病者（第二条第九項に規定する傷病者をいう。以下この章において同じ。）の搬送（以下この章において「傷病者の搬送」という。）及び医療機関による当該傷病者の受け入れ（以下この章において「傷病者の受け入れ」という。）の迅速かつ適切な実施を図るため、傷病者の搬送及び傷病者の受け入れの実施に関する基準（以下この章において「実施基準」という。）を定めなければならない。

実施基準においては、都道府県の区域又は医療を提供する体制の状況を考慮して都道府県の区域を分けたて定める区域ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

#### 一 傷病者の心身等の状況（以下この項において「傷病者の状況」という。）に応じた適切な医療の提供が行われることを確保するため、医療機関を分類する基準

#### 二 前号に掲げる基準に基づき分類された医療機関の区分及び当該区分に該当する医療機関の名称

#### 三 消防機関が傷病者の状況を確認するための基準

#### 四 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関を選定するための基準

#### 五 消防機関が傷病者の搬送を行おうとする医療機関に対し傷病者の状況を伝達するための基準

#### 六 前二号に掲げるもののほか、傷病者の受け入れに関する消防機関と医療機関との間の合意書を作成するための基準その他傷病者の受け入れを行いう医療機関の確保に資する事項

#### 七 前各号に掲げるもののほか、傷病者の搬送及び傷病者の受け入れの実施に関する都道府県が必要と認める事項

実施基準は、医学的知見に基づき、かつ、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画との調和が保たれるようく定められなければならない。

都道府県は、実施基準を定めたときは、あらかじめ、第三十五条の八第一項に規定する協議会の意見を聴かなければならぬ。

都道府県は、実施基準を定めたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

第三十五条の六 総務大臣及び厚生労働大臣は、都道府県に対し、実施基準の策定又は変更に関する必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

第三十五条の七 消防機関は、傷病者の搬送に当たつては、実施基準を遵守しなければならない。

第三十五条の八 医療機関は、傷病者の受入れに当たつては、実施基準を尊重するよう努めるものとする。

第三十五条の九 都道府県は、実施基準に関する協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織するものとする。

協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 消防機関の職員
- 二 医療機関の管理者又はその指定する医師
- 三 診療に関する学識経験者の団体の推薦する者

四 都道府県の職員

五 学識経験者その他の都道府県が必要と認める者

協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めることができる。

協議会は、都道府県知事に対し、実施基準並びに傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に關し必要な事項について意見を述べることができる。

第三十五条の九 都道府県知事は、救急業務を行つてない市町村の区域に係る道路の区間で交通事故の発生が頻繁であると認められるものについて当該交通事故により必要とされる救急業務を、関係市町村の意見を聴いて、救急業務を行つている他の市町村に実施するよう要請することができる。この場合において、その要請を受けた市町村は、当該要請に係る救急業務を行うことができる。

都道府県は、救急業務を行つてない市町村の区域に係る高速自動車国道又は一般国道のうち交通事故により必要とされる救急業務が特に必要な区間として政令で定める区間（前項の要請により救急業務が行われている道路の区間を除く。）について、当該救急業務を行つていな市町村の意見を聴いて、当該救急業務を行なう用する。

第八条	政令で定める資格	第一項	第八条	政令で定める資格	第三十五条の十一	第三十五条の十二	第三十五条の十三
防火管理者	火災その他の災害の被害の軽減に関する知識を有する者で政令で定める資格	消防、通報及び避難の訓練の実施その他防火管理上	消防組織法第三十九条の規定により都道府県が救急業務を行ふ場合について準用する。	第三十五条の規定により都道府県が救急業務を行ふ場合について準用する。	第三十五条の規定により都道府県が救急業務を行ふ場合について準用する。	第三十五条の規定により都道府県が救急業務を行ふ場合について準用する。	第三十五条の規定により都道府県が救急業務を行ふ場合について準用する。
防災管理者	火災その他の災害の被害の軽減に関する知識を有する者で政令で定める資格	消防、通報及び避難の訓練の実施その他防火管理上	第三十五条の規定により都道府県が救急業務を行ふ場合について準用する。	第三十五条の規定により都道府県が救急業務を行ふ場合について準用する。	第三十五条の規定により都道府県が救急業務を行ふ場合について準用する。	第三十五条の規定により都道府県が救急業務を行ふ場合について準用する。	第三十五条の規定により都道府県が救急業務を行ふ場合について準用する。

権原を有する者は、同項の規定にかかるわらず、第一項において読み替えて準用する同条第一項の統括防災管理者に、第八条の二第一項の統括防火管理者の行うべき当該防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

第一項の建築物その他の工作物のうち第八条の二の二第一項の防火対象物であるものにあつては、同条第二項及び第一項において準用する同条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定による点検と併せて第一項において準用する同条第一項の規定による点検（その管理について権原が分かれている建築物その他の工作物にあつては、当該建築物その他の工作物全休（第八条の二の三第一項又は第一項において準用する同条第一項の規定による認定を受けた部分を除く。）についての第八条の二の二第一項の規定による点検と併せて第一項において準用する同条第一項の規定による点検）が行われ、その結果、防火対象物点検資格者及び防災管理点検資格者により点検対象事項がいずれの点検基準にも適合していると認められた場合に限り、総務省令で定めるところにより、点検を行つた日その他の総務省令で定める事項を記載した表示を付すことができる。

て準用する第二十五条第三項、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第一項及び第五项の規定は、水災を除く他の災害について準用する。

では、それぞれ、政令又は総務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

**第三十七条** 特別区の存する区域においては、この法律中市町村、市町村長又は市町村条例とするのは、夫々これを都、都知事又は都条例と読み替えるものとする。

**第三十九章 罰則**

**第三十八条** 第十八条规定第一項の規定に違反して、みだりに消防の用に供する望楼又は警鐘台を損壊し、又は撤去した者は、これを七年以下の拘禁刑に処する。

**第三十九条** 第十八条规定第一項の規定に違反して、みだりに火災報知機、消火栓又は消防の用に供する貯水施設を損壊し、又は撤去した者は、これを五年以下の拘禁刑に処する。

**第三十九条の二** 製造所、貯蔵所又は取扱所から危険物を漏出させ、流出させ、放出させ、又は飛散させて火災の危険を生じさせた者は、三年以下の禁固刑又は三百万円以下の罰金に処する。ただし、公共の危険が生じなかつたとき

**第三十九条の二の二** 第五条の二第一項の規定による命令に違反した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万元以下の罰金に処する。前項の罪を犯した者に対しては、情状により前項の罪を犯した者に対する罰金を減じては、これを罰しない。

**拘禁刑及び罰金を併科することができる。**  
**第三十九条の三** 業務上必要な注意を怠り、製造所、貯蔵所又は取扱所から危険物を漏出させ、



五 第十四条の三の二の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六 第十六条の二第三項の規定による点検記録を作成せず、虚偽の点検記録を作成し、又は点検記録を保存しなかつた者

七 第十六条の五第二項の規定による消防吏員又は警察官の停止に従わず、又は提示の要求を拒んだ者

八 第八条第二項（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）、第九条の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第十一条の四第一項、第十二条第六項、第十二条第七項、第十三条の七第二項、第十三条第二項、第十七条の三の二又は第十七条の十四の規定による届出を怠つた者

九 第十三条の二第五項（第十七条の七第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

十 正当な理由がなく消防署、第十六条の三第二項の規定により市町村長の指定した場所、警察署又は海上警備救助難機関に同条第一項の事態の発生について虚偽の通報をした者

十一 第八条の二の二第一項（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）又は第十七条の三の三の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十二 第十七条の四第一項又は第二項の規定による命令に違反して消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持のため必要な措置をしなかつた者

十三 第十八条第一項の規定に違反し、みだりに火災報知機、消火栓、消防の用に供する貯水施設又は消防の用に供する望楼若しくは警鐘台を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

十四 第十八条第二項の規定に違反した者

十五 第二十一条第三項の規定による届出をしないで消防水利を使用不能の状態に置いた者

十六 第二十一条の十四第一項又は第二十二条の十六の七第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をせし、又はこれらの規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十七 第八条の二の二第四項（第八条の二の三第八項（第三十六条第一項において準用する

場合を含む。)並びに第三十六条第一項及び第六項において準用する場合を含む。)及び第二十二条の十六の五の規定による命令に違反した者

十八 第二十二条第四項又は第二十三条の規定による制限に違反した者

十九 第二十三条の二の規定による火気の使用の禁止(退去の命令又は出入の禁止若しくは制限に従わなかつた者)

二十 正当な理由がなく消防署又は第二十四条(第三十六条第八項において準用する場合を含む。)の規定による市町村長の指定した場所に火災発生の虚偽の通報又は第二条第九項の傷病者に係る虚偽の通報をした者

二十一 第二十八条第一項又は第二項(第三十条の二及び第三十六条第八項において準用する場合を含む。)の規定による退去の命令又は出入の禁止若しくは制限に従わなかつた者は出入の禁止若しくは制限に従わなかつた者)

二十二 第三十二条第一項(第三十五条の三第二項及び第三十五条の三の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による資料の提出又は報告を求められて、資料の提出をせず、虚偽の資料を提出し、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二十三 第三十三条の規定による火災後の被害状況の調査を拒んだ者

第四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第三十九条の二の二第一項、第三十九条の三の二第一項又は第四十一条第一項第七号一億円以下の罰金刑

二 第四十二条第一項第三号又は第五号 三千円以下の罰金刑

三 第三十九条の二第一項若しくは第二項、第三十九条の三第一項若しくは第二項、第四十一条第一項(同項第三号、第五号及び第七号を除く。)、第四十二条第一項(同項第七号及び第十号を除く。)、第四十三条第一項、第十四条の四又は前条第一号、第三号、第十一号、第十二号若しくは第二十二条号 各本条の罰金刑

第四十六条の二 次の各号の一に該当する場合に  
は、その違反行為をした危険物保安技術協会又  
は日本消防検定協会の役員又は職員は、二十万  
円以下の過料に処する。

一 この法律により総務大臣の認可又は承認を  
受けなければならない場合において、その認  
可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十六条の十四第一項又は第二十一条の二  
十一第一項の政令の規定に違反して登記する  
ことを怠つたとき。

三 第十六条の三十四第一項及び第三項又は第  
二十二条の三十六第一項及び第三項に規定す  
る業務以外の業務を行つたとき。

四 第十六条の四十七又は第二十二条の四十二  
第二項の規定による総務大臣の命令に違反し  
たとき。

**第四十六条の三** 第二十二条の五十二第二項の規  
定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務  
諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは  
虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同  
条第三項各号の規定による請求を拒んだ者は、  
二十万円以下の過料に処する。

**第四十六条の四** 第二十二条の二の三第五項（第三十二  
六条第一項において準用する場合を含む。）、第二  
十二条の二十二の規定に違反した者は、十万円  
以下の過料に処する。

**第四十六条の五** 第八条の二の三第五項（第三十二  
六条第一項において準用する場合を含む。）、第二  
十二条の二の三第四項又は第二十二条の十六の  
四十七条の二の三第四項又は第二十二条の十六の  
四十七条第一項若しくは第二項の規定による届出を怠  
つた者は、五万円以下の過料に処する。

附 則（昭和一四年六月四日法律第一九三号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和一五年五月一七日法律第一八六号）

1 この法律は、公布の日から施行する。

この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和一五年五月一四日法律第二〇一号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経え六月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和一七年七月三一日法律第三五八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附 則（昭和一七年八月一日法律第二九三号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則（昭和一九年六月八日法律第一六三号）抄

（施行期日）

1 この法律中、第五十三条の規定は交通事件即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第六百六十二号）の同法附則第一項但書に係る部分を除く。の施行の日から施行する。

附 則（昭和三一年五月一一日法律第一〇七号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三一年六月一一日法律第一四一号）抄

1 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附 則（昭和三四年四月一日法律第八六号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際、この法律による改正前後の第三章の規定に基づく市町村条例によりなされ

3 この法律の施行の際、この法律による改正前の第三章の規定に基づく市町村条例によりなされた許可その他の処分は、それぞれこの法律による改正後の相当規定に基いてなされた手続又は処分とみなす。

4 第十二条第一項の規定は、適用しない。この場合において、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が、命令で定めるところにより、その期間内に市町村長等に届け出たときは、その者は、この法律による改正後の第十三条第一項及び第三項の規定により、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について設置の許可及び完成検査を受けて使用しているものとみなす。

5 この法律の施行の際、現にこの法律による改正前の第十三条第二項又は第十四条第一項の規定に基き市町村条例で定める取扱主任者又は映写技術者の資格を有する者は、この法律による改正後の第十三条の二第三項又は第十四条第三項の規定にかかるわらず、昭和三十六年三月三十一日までの間は、この法律により危険物取扱主任者免状又は映写技術者免状の交付を受けた者とみなす。

6 この法律の施行の際、この法律による改正前の第三章の規定に基づく市町村条例が制定されていない市町村の区域において、現に製造所、貯蔵所又は取扱所に係る危険物の取扱作業に關して保安の監督をしている者又は映写室の映写機を操作している者は、この法律による改正後の第十三条の二第三項又は第十四条第三項の規定にかかるわらず、この法律の施行の日から起算して一年間は、当該市町村の区域に限つて、この法律により危険物取扱主任者免状又は映写技術

<p>7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (昭和三四年四月一四日法律第一五六号) 抄</p> <p>(施行期日) (施行期日)</p> <p>附 則 (昭和三五年六月三〇日法律第一一三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和三五年七月一日法律第一一七号)</p> <p>二 この法律による改正後の消防法（以下「新法」という。）第八条第一項の政令で定める防火対象物の管理について権原を有する者は、この法律の施行の日から起算して一年間は、同条同項の規定にかかわらず、同条同項の政令で定める資格を有しない者のうちから防火管理者を定めることができる。</p> <p>三 この法律の施行の際、現に存する新法第十七条第一項の防火対象物における消防用設備等又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中である同条同項の防火対象物に係る消防用設備等で同法第十七条の二第二項の消火器、避難器具その他の政令で定めるものについては、この法律の施行の日から起算して二年間は、当該防火対象物の関係者が命令で定めるところにより消防長（消防長を置かない市町村においては市町村長）又は消防署長に届け出た場合に限り、同法第十七条第一項の消防用設備等の技術上の基準に関する政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例の規定のうち当該消防用設備等に係る部分は、適用しない。この場合において、当該消防用設備等の技術上の基準については、なお従前の例による。</p>	<p>1 この法律は、公布の日から起算して八月をこえない範囲内において各規定につき政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和三五年六月三〇日法律第一一三号) 抄</p> <p>二 この法律は、公布の日から起算して三月以内に市町村長等に届け出なかつたときは、この限りでない。</p>
--	--

<p><b>附 則</b> (昭和三七年五月一六日法律第一四〇号) 抄</p> <p>1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。</p> <p>2 この法律による改正後の規定は、この附則に定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。</p> <p>3 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。</p> <p>4 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。</p> <p>5 この法律の施行前にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している处分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。</p> <p>6 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。</p> <p>7 この法律の施行の際現に係属している处分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律關係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにて上り、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。</p> <p>8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十二条第二項から第五項までの規定を準用する。</p>	<p>この法律は、学校教育法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百四十四号)の施行の日から施行する。</p>
---	---

この法律の公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(協会の設立)  
第五条 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

(土地等をその目的とする出資)

第六条 政府は、この法律(附則第一条本文に係る部分をいう。以下同じ。)の施行の際に国が消防の用に供する機械器具等の検定の用に供している土地又は建物その他の土地の定着物(以下「土地等」という。)で協会の業務に必要があると認められるものを出資の目的として協会に出資することができる。

第七条 前項の規定により出資する土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価員が評価した価額とする。

第八条 前項の評価委員その他同項の規定による評価に關し必要な事項は、政令で定める。

(経過規定)  
第九条 第十九条等の改正規定の施行の際、改正前の消防法(以下「旧法」という。)第十九条第一項の規定により勧告されている規格は、改正後の消防法(以下「新法」という。)第二十条の二第二項に規定する技術上の規格とみなす。

第十条 第十九条等の改正規定の施行の際、旧法第十九条及びこれに基づく命令の規定によりなされている处分又は申請その他の手続は、それぞれ新法の相当規定に基づいてなされた处分又は申請その他の手続とみなす。

第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(昭和三八年四月一五日法律第九〇号)抄  
(昭和三八年四月一五日法律第九〇号)抄  
1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(昭和四〇年五月一四日法律第六五号)抄  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中消防法第十条第一項ただし書及び第十三条第一項の改正規定、同法第十四条の次に二条を加える改正規定、同法第十六条の三の改正規定(危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う

場合の承認に関する部分に限る。)及び同法第二十二条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十年十月一日から、第一条中消防法第十七条の四の次に八条を加える改正規定(第十七条の六から第十七条の九までに關する部分を除く。以下同じ。)は昭和四十一年十月一日から施行する。

第二十二条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十年十月一日から、第一条中消防法第十七条の四の次に八条を加える改正規定(第十七条の六から第十七条の九までに關する部分を除く。以下同じ。)は昭和四十一年十月一日から施行する。

第二十三条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十一年十月一日から施行する。

第二十四条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十一年十月一日から施行する。

第二十五条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十一年十月一日から施行する。

第二十六条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十一年十月一日から施行する。

第二十七条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十一年十月一日から施行する。

第二十八条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十一年十月一日から施行する。

第二十九条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十一年十月一日から施行する。

第三十条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十一年十月一日から施行する。

第三十一条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十一年十月一日から施行する。

第三十二条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十一年十月一日から施行する。

第三十三条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十一年十月一日から施行する。

第三十四条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十一年十月一日から施行する。

第三十五条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十一年十月一日から施行する。

第三十六条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十一年十月一日から施行する。

第三十七条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十一年十月一日から施行する。

第三十八条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十一年十月一日から施行する。

第三十九条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十一年十月一日から施行する。

第四十条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十一年十月一日から施行する。

第四十一条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十一年十月一日から施行する。

第四十二条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十一年十月一日から施行する。

第四十三条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十一年十月一日から施行する。

第四十四条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十一年十月一日から施行する。

第四十五条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十一年十月一日から施行する。

第四十六条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十一年十月一日から施行する。

第四十七条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十一年十月一日から施行する。

第四十八条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十一年十月一日から施行する。

ら、第十六条の二及び第十六条の四の改正規定、第四十三条第一項の改正規定(同項第一号に係る部分を除く。)並びに第四十四条の改正規定は同年十月一日から施行する。

第二十三条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十七年一月一日から施行する。

第二十四条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十七年一月一日から施行する。

第二十五条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十七年一月一日から施行する。

第二十六条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十七年一月一日から施行する。

第二十七条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十七年一月一日から施行する。

第二十八条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十七年一月一日から施行する。

第二十九条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十七年一月一日から施行する。

第三十条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十七年一月一日から施行する。

第三十一条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十七年一月一日から施行する。

第三十二条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十七年一月一日から施行する。

第三十三条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十七年一月一日から施行する。

第三十四条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十七年一月一日から施行する。

第三十五条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十七年一月一日から施行する。

第三十六条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十七年一月一日から施行する。

第三十七条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十七年一月一日から施行する。

第三十八条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十七年一月一日から施行する。

第三十九条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十七年一月一日から施行する。

第四十条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十七年一月一日から施行する。

第四十一条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十七年一月一日から施行する。

第四十二条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十七年一月一日から施行する。

第四十三条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十七年一月一日から施行する。

第四十四条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十七年一月一日から施行する。

第四十五条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十七年一月一日から施行する。

第四十六条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十七年一月一日から施行する。

第四十七条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十七年一月一日から施行する。

第四十八条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十七年一月一日から施行する。

第四十九条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十七年一月一日から施行する。

第五十条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十七年一月一日から施行する。

第五十一条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十七年一月一日から施行する。

第五十二条の改正規定並びに第二条の規定は昭和四十七年一月一日から施行する。

(施行期日)  
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(昭和四六年一二月三一日法律第一号)  
(施行期日)  
抄

この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する部分を除く。並びに第四十四条の改正規定は同年十月一日から施行する。

附則(昭和四七年六月二三日法律第九号)  
(施行期日)  
抄

この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する部分を除く。並びに第四十四条の改正規定(同項第四項及び第五項の規定)として加える部分に係る部分を除く。並びに第四十五条の改正規定(同項第三項の規定)として加える部分に係る部分を除く。

附則(昭和四九年六月一日法律第六一号)  
(施行期日)  
抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中消防法第八条の三の改正規定(同法第一号)及び第二条の規定として加える部分に係る部分を除く。

附則(昭和四九年六月一日法律第六二号)  
(施行期日)  
抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中消防法第八条の三の改正規定(同法第一号)及び第二条の規定として加える部分に係る部分を除く。

附則(昭和四九年六月一日法律第六三号)  
(施行期日)  
抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中消防法第八条の三の改正規定(同法第一号)及び第二条の規定として加える部分に係る部分を除く。

附則(昭和四九年六月一日法律第六四号)  
(施行期日)  
抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中消防法第八条の三の改正規定(同法第一号)及び第二条の規定として加える部分に係る部分を除く。

附則(昭和四九年六月一日法律第六五号)  
(施行期日)  
抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中消防法第八条の三の改正規定(同法第一号)及び第二条の規定として加える部分に係る部分を除く。

附則(昭和四九年六月一日法律第六六号)  
(施行期日)  
抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中消防法第八条の三の改正規定(同法第一号)及び第二条の規定として加える部分に係る部分を除く。

附則(昭和四九年六月一日法律第六七号)  
(施行期日)  
抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中消防法第八条の三の改正規定(同法第一号)及び第二条の規定として加える部分に係る部分を除く。

附則(昭和四九年六月一日法律第六八号)  
(施行期日)  
抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中消防法第八条の三の改正規定(同法第一号)及び第二条の規定として加える部分に係る部分を除く。

附則(昭和四九年六月一日法律第六九号)  
(施行期日)  
抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中消防法第八条の三の改正規定(同法第一号)及び第二条の規定として加える部分に係る部分を除く。

附則(昭和四九年六月一日法律第七〇号)  
(施行期日)  
抄

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中消防法第八条の三の改正規定(同法第一号)及び第二条の規定として加える部分に係る部分を除く。

がした許可その他の処分又は受理した届出は、新法の相当規定に基づいて都道府県知事又は自治大臣がした許可その他の処分又は受理した届出とみなす。

3 旧法第十四条の二第一項の規定による認可を受けた予防規程は、新法第十四条の二第一項の規定による認可を受けた予防規程とみなす。

4 昭和五十二年四月一日（新法第十七条の二第二項第四号に規定する特定防火対象物（以下この項において「特定防火対象物」という。）で百貨店、地下街及び複合用途防火対象物以外のものにあつては、昭和五十四年四月一日。以下「一部施行日」という。）において現に存する特定防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の特定防火対象物に係る消防用設備等で、一部施行日の前日において旧法第十七条の二第二項又は第十七条の三第三項の規定の適用を受けていたものについては、一部施行日以後、新法第十七条の二第一項又は第十七条の三第一項の規定は、適用しない。

5 この法律の施行の日から昭和五十年三月三十日までの間に限り、新法第十七条の四及び第十七条の五の規定の適用については、「これらの規定中「設備等技術基準」とあるのは、「第十七条第一項の政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準（第十七条の二第二項前段又は第十七条の三第一項前段に規定する場合にあつては、それぞれ第十七条の二第一項後段又は第十七条の三第一項後段の規定により適用されることとなる技術上の基準とする。）」とする。

6 国及び地方公共団体は、附則第四項の規定により、一部施行日以後新法第十七条の二第二項又は第十七条の三第一項の規定の適用を受けないこととなる消防用設備等に係る防火対象物の関係者が新法第十七条の規定による技術上の基準に適合させるために行う当該消防用設備等の設置に係る工事又は整備について、必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五〇年一二月一七日法律第八四号）抄  
（施行期日等）

附 則（昭和五一年五月二九日法律第三  
七号）抄

(施行期日) **附則** (昭和五一年五月二九日法律第三号)抄  
**第一条** この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十一条の二から第十一条の五までに係る改正規定、第十二条の二、第十四条の四第二項、第十四条の三、第十六条の四、第十六条の七並びに第四十四条第三号の二及び第六号の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(経過措置)  
**第二条** この法律による改正後の消防法(以下「新法」という。)第十二条の二及び第十二条の三の規定は、前条ただし書に定める日(以下「一部施行日」という。)以後に、新法第十二条の一部の規定による許可の申請があつた製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更について適用する。  
**第三条** 新法第十六条の七の規定は、一部施行日以後に、消防本部若しくは消防署の設置若しくは廃止又は市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合について適用し、一部施行日前に、消防本部若しくは消防署の設置若しくは廃止又は市町村の廃置分合若しくは境界変更がつた場合については、なお従前の例による。  
**第四条** この法律の施行の際現にその名称中に危険物保安技術協会という文字を用いている者については、新法第十六条の十三第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。  
**第五条** 危険物保安技術協会(以下「協会」という。)の最初の事業年度は、新法第十六条の四十の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。  
2 協会の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、新法第十六条の四十一中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「協会の成立後遷滞なく」とする。  
(罰則に關する経過措置)  
**第十二条** この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行後に消防法第十二条第一項又は石油コンビナート等災害防止法第五条第一項若しくは第七条第一項の規定に違反してされたこれらは第七条第一項の規定で當該設置に規定する設置、新設又は変更で當該設置

置、新設又は変更のための工事がこの法律の施行前に開始されたものに対する罰則の適用につ

置、新設又は変更のための工事がこの法律の施行前に開始されたものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則** (昭和五三年六月一五日法律第七号) 抄  
(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (昭和五七年七月一六日法律第六号)  
(施行期日等)

この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

**附 則** (昭和五七年七月二三日法律第六号)  
(施行期日等)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から六まで 略

七 第三条及び第三十六条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

**附 則** (昭和五八年五月二〇日法律第四号)  
(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一から六まで 略

**附 則** (昭和五八年一二月一〇日法律第八三号)  
(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から六まで 略

**附 則** (昭和五八年一二月一〇日法律第七十七条及び第五十八条の規定並びに附則第七条及び第二十一条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

**第十四条** この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び第十六条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「处分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされていては、なお従前の例による。

る許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律

る許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律事務を行なうべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれ等の法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれ等の法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

（罰則に関する経過措置）

**第十六条** この法律の施行前にした行為及び附則第三条、第五条第五項、第八条第二項、第九条又は第十条の規定により從前の例によることとする場合における第十七条、第二十二条、第三十六条、第三十七条又は第三十九条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則（昭和六〇年一二月二四日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一から六まで 略

**七** 第十条中消費生活用製品安全法別表の改正規定、第二十一条の規定（電波法第三十七条との改正規定を除く。）及び第二十六条の規定の公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（罰則に関する経過措置）

**第八条** この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為及び附則第四条の規定により從前の例によることとされる場合における第十二条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則（昭和六一年四月一五日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

**第一条** この法律は、昭和六十二年一月一日から施行する。ただし、第二条（消防組織法第四条第十八条号の次に一号を加える改正規定を除く。）並びに次条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。









いても、この法律による改正後の消防法（以下「新法」という。）第八条の二第一項の規定の例により同項に規定する統括防火管理者を定め、同条第四項の規定の例によりその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出ることができる。

一部施行日前に前項の規定によりされた届出は、一部施行日において新法第八条の二第四項の規定によりされた届出とみなす。

3 前二項の規定は、新法第三十六条第一項において読み替えて準用する新法第八条の二第一項の統括防災管理者について準用する。

（型式適合検定に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧法第二十一条の人（旧法第二十条の十一第三項において準用する場合を含む。）の規定により個別検定に合格した検定対象機械器具等は、新法第二十一条の八第一項（新法第二十二条の十一第三項において準用する場合を含む。）の規定により型式適合検定に合格した検定対象機械器具等とみなす。

この法律の施行の際現にされている旧法第二十二条の七（旧法第二十二条の十一第三項において準用する場合を含む。）の規定による個別検定の申請は、新法第二十二条の七（新法第二十二条の十一第三項において準用する場合を含む。）の規定による型式適合検定の申請とみなす。

（自主表示対象機械器具等の検査に関する経過措置）

第四条 新法第二十二条の十六の三第一項及び第三項の規定は、平成二十五年五月一日以後に自主表示対象機械器具等（新法第二十二条の十六の二に規定する自主表示対象機械器具等をいいう。以下この条において同じ。）による技術上規格に適合するものである旨の表示を付する自主表示対象機械器具等について適用し、同日前に自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものである旨の表示を付する自主表示対象機械器具等については、なお従前の例による。

（登録検定機関の申請に関する経過措置）

第五条 新法第二十二条の三第一項の登録を受けようとする法人で新法第二十二条の四十六第一項の認可の申請についても、同様とする。

2 第六条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める（政令への委任）

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二五年六月一四日法律第四号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（罰則に関する経過措置）

第十条 この法律（附則第一号各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

2 第六条 この法律による改正前の法律の規定による改正前の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるものによる。

（不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。）

（不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであって、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。）

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める（政令への委任）

（施行期日）

附 則（平成二七年九月一一日法律第六号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年六月一七日法律第六八号に定める日から施行する。（罰則の適用に関する経過措置）

第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 附 則（令和四年六月一七日法律第六九号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

附 則（令和五年六月一六日法律第五八号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にある。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二九年五月三一日法律第四一号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二七年九月一一日法律第六号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年六月一七日法律第六九号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

附 則（令和五年六月一六日法律第五八号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年五月三一日法律第四一号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二九年五月三一日法律第四一号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年六月一六日法律第五八号）抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。た  
（施行期日）

備考	類六 第 体 性 酸 液 化	類五 第 質 性 反 自 己 物 應 心	類四 第 體 引 火 液	十 化 物
一 酸化性固体とは、固体（液体（一気圧において、温度二〇度で液状であるもの又は温度二〇度を超えて四〇度以下の間ににおいて液状となるものをいう。以下同じ。）又は气体（一気圧において、温度二〇度で氣体状であるものをいう。）以外のものをいう。以下同じ。）であつて、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は衝撃に対する敏感性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。	一 過塩素酸 二 硝酸 三 過酸化水素	八 ヒドロキシルアミン 九 ヒドラジンの誘導体 十 含有するもの	一 有機過酸化物 二 硝酸エステル類 三 ニトロ化合物 四 アゾ化合物 五 ジアゾ化合物 六 ヒドロキシルアミン 七 過塩素酸 八 ヒドロキシルアミン 九 ヒドラジンの誘導体 十 前各号に掲げるもののいずれかを含むするもの	十一 その他のもので政令で定めるもの 十二 前各号に掲げるもののいずれかを含むするもの
二 可燃性固体とは、固体であつて、火炎による着火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。	一 過塩素酸 二 硝酸 三 過酸化水素	一 有機過酸化物 二 硝酸エステル類 三 ニトロ化合物 四 アゾ化合物 五 ジアゾ化合物 六 ヒドロキシルアミン 七 過塩素酸 八 ヒドロキシルアミン 九 ヒドラジンの誘導体 十 前各号に掲げるもののいずれかを含むするもの	一 有機過酸化物 二 硝酸エステル類 三 動植物油類 四 第一石油類 五 第三石油類 六 第四石油類 七 アルコール類	十一 その他のもので政令で定めるもの 十二 前各号に掲げるもののいずれかを含むするもの

三 鉄粉とは、鉄の粉をいい、粒度等を勘案して  
総務省令で定めるものを除く。

四 硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉は、備考第二号に規定する性状を示すものとみなす。

五 金属粉とは、アルカリ金属、アルカリ土類金属、鉄及びマグネシウム以外の金属の粉をいい、粒度等を勘案して総務省令で定めるものを除く。

六 マグネシウム及び第二類の項第八号の物品のうちマグネシウムを含有するものにあつては、形状等を勘案して総務省令で定めるものを除く。

七 引火性固体とは、固形アルコールその他一気圧において引火点が四〇度未満のものをいう。

八 自然発火性物質及び禁水性物質とは、固体又は液体であつて、空気中での発火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は水と接触して発火し、若しくは可燃性ガスを発生する危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。

九 カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんは、前号に規定する性状を示すものとみなす。

十 引火性液体とは、液体（第三石油類、第四石油類及び動植物油類）であつては、一気圧において、温度二〇度で液状であるものに限る。）であつて、引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。

十一 特殊引火物とは、ジエチルエーテル、二硫化炭素その他一気圧において、発火点が一〇〇度以下のもの又は引火点が零下二〇度以下で沸点が四〇度以下のものをいう。

十二 第一石油類とは、アセトン、ガソリンその他一気圧において引火点が二一度未満のものをいい。

十三 アルコール類とは、一分子を構成する炭素の原子の数が一個から三個までの飽和一価アルコール（変性アルコールを含む。）をいい、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。

十四 第二石油類とは、灯油、軽油その他一気圧において引火点が二一度以上七〇度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。

十五 第三石油類とは、重油、クレオソート油その他一気圧において引火点が七〇度以上二〇〇

